

件名

証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第二条第一項第三号等の規定に基づき情報及び方法を指定する件

○金融庁告示第三十九号

証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）第二条第一項第三号、第三条第三号、第五条第二項第三号、第七条第一項第三号及び第二項第三号、第九条第三号並びに第十一条第三号の規定に基づき、情報及び方法を次のように指定し、令和四年七月一日から適用する。

令和四年六月三十日

金融庁長官 中島 淳一

（特定証券情報及び発行者情報の内容）

第一条 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（次条において「府令」という。）第二条第一項第三号及び第七条第二項第三号に規定する金融庁長官が指定する情報は、次に掲げる規則において定める情報とする。

- 一 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）
  - 二 「外国証券の取引に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）
- （特定証券情報及び発行者情報の提供又は公表の方法等）

第二条 府令第三条第三号、第五条第二項第三号、第七条第一項第三号、第九条第三号及び第十一条第三号に規定する金融庁長官が指定する方法は、前条各号に掲げる規則において定める方法とする。